

ー服装のきまりー

1. 校服 制服は下記のようとする。

プレザー、スラックス、スカート、ネクタイ、リボン、ポロシャツ、ワイシャツ
夏用：各学年、学校指定のポロシャツか、白のワイシャツ

冬用：白のワイシャツ。

※ワイシャツを着用する際は、必ずネクタイ・リボンを着用すること。

※夏の基準服は学校指定のポロシャツとする。
スラックスを着用した際の靴下は、紺色か黒色で無地（ワンポイント可）のものとし、くるぶしが隠れる長さのものとする。

スカートを着用した際の靴下は、紺色か黒色で無地（ワンポイント可），長さはくるぶしの上から15cm以上30cm以下のものとする。

※靴下は、下げたり、折り返して履くことは禁止とする。

防寒着は、華美でないものとし、サイズが大き過ぎないものとする。

またベスト、セーター、カーディガンは無地のものとし、ラインが入っておらず色は白・紺・黒・グレー・茶とする。形はVネックでネクタイ・リボンの結び目が見えるものとする。

スカートの丈については、ひざ上こぶしひつ程度を目安とし、それより短くしてはならない。教育の場としての学校はまとまりを求めるとともに、生徒各人の清潔で質素な着こなしを期待している。

服装は自己を表現する手立てであるとともに、他人からその人がどう見られるかを示すものもある。学校での勉学に適した、きちんとして、清潔で趣味のよいつまりあいのとれた服装をするように心がけること。

2. 更衣（ころもがえ）

6月1日より9月30日までは夏服とする。
但し、移行期間を設け、その期間に限り、夏服または冬服どちらかの着用も許可する。

3. その他

靴は登下校にふさわしいものをはくこと。
頭髪は常に清潔で自然な状態を維持し、染色・脱色等手を加えることを禁止する。
ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット等の装身具類と、メイクは禁止する。